

基礎研 レポート

IFRS 第 17 号(保険契約) を巡る動向について ーカナダの大手生命保険グループの対応状況ー

保険研究部 研究理事

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、その後 2020 年 6 月 25 日及び 2021 年 12 月 9 日に修正基準を公表して、その基準内容が確定した状況になっている。IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日からの適用が想定されており、適用開始まで残り 2 か月余りとなっている。

このテーマに関しては、これまでも何回かの保険年金フォーカス等で報告してきたが、直近では、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向についてー欧州大手保険グループの対応状況ー](#)」(2022.10.4) (以下、「前回のレポート」という) で、欧州大手保険グループが 8 月に公表している 2022 年上半期報告書において、IFRS 第 17 号の適用方針や取組状況等を説明しているため、この概要について報告した。そこでは、上半期末時点では、適用方針についてはほぼ内容が固まっているが、それに伴う具体的な定量的影響については、特に移行アプローチの採用方針等によっても、大きな影響を受けることもあり、欧州大手保険各社とも、現時点で信頼性のある定量化を行うことは現実的ではないとして、公表していなかった。

これに対して、カナダの大手生命保険会社は、2022 年 4 月 19 日に、3 社共同で IFRS 第 17 号に関する情報をリリースし、各社ベースでもその後の 2022 年の第 1 四半期業績発表時や投資家向けの説明会等で IFRS 第 17 号の適用による影響等を開示する等、欧州大手保険グループに比べると、より前倒しでの積極的な情報開示を行ってきている。

今回のレポートでは、こうしたカナダの大手生命保険グループによる IFRS 第 17 号の情報開示を巡る動向について報告する。

2ーカナダの大手生命保険グループ 3 社による共同リリース

カナダの大手生命保険グループ 3 社、Great-West Lifeco Inc. (GWO)、Manulife Financial

Corporation (MFC) 及び Sun Life Financial Inc. (SLF) は、2022年4月19日に、2023年1月1日に発効するIFRS第17号(保険契約)に関して「新しいIFRS第17号会計基準に基づく決算プレゼンテーションの概要及び報告」というタイトルでの文書を共同でリリース¹した。ここでは、このリリースの概要を報告する。

1 | 概要

IFRS第17号というグローバルな会計基準の採用により、IASBが発行するIFRSに基づく保険事業の報告が強化されることが期待されている。なお、3社は、IFRS第17号の採用によって、3社の事業の根底にあるファンダメンタルズ、財務力又は保険金支払い能力が変わることはないことに留意すべき、と述べている。

この文書は、損益計算書の簡略図、収益分析の原動力の説明、主要業績評価指標の定義等、IFRS第17号の下で期待される特定の表示及び報告の概念に関する3社の統一見解を提供している。

2 | 主なメッセージ

プレゼンテーション資料における主なメッセージは、以下の通りとなっている。

- ①グローバルな会計基準IFRS第17号の採用により、IASBが発行したIFRSに基づく保険事業の報告が強化されることが期待されている。
- ②これは会計制度の変更であり、ビジネスの根底にあるファンダメンタルズ又は会社の財務力や保険金支払い能力に変更はない。
 - ・主な影響は、保険商品のGAAP収益の認識時期の変更であり、短期保険商品(例: 団体給付)への影響は最小限である。
 - ・IFRS第17号は従来の資産管理事業に影響を与えず、資産管理事業への影響は最小限であると予想される。
- ③3社(GWO、MFC、SLF)は、新しいIFRS第17号の損益計算書が、収益の要因分析と組み合わせ、現在の収益源の開示に取って代わると予想している。
 - ・収益要因分析は、新しいIFRS第17号の損益計算書と密接に関連し、他のKPI(重要業績指標)と共に開示される。
 - ・資産と保険負債の割引率と金融保証に関連する新しい要件との間の直接的なリンクが削除されたことにより、期間ごとのボラティリティがさらに高まる可能性があり、これは非GAAP収益指標(non-GAAP earnings measures)から除外される。
 - ・契約上のサービスマージン(CSM)、リスク調整及び不利な契約の報告を含む新しい情報は、IFRS第17号の一部を構成する。
- ④規制資本及び特定の税務問題への影響は、現時点では未解決のままである²。

¹ 例えば、ManulifeにWebサイトでは、以下の通り <https://www.manulife.com/en/news/leading-canadian-life-insurance-companies-jointly-release-an-update-on-new-ifrs-17-accounting-standard.html>

² この発表時点では、「(カナダの保険監督当局である)OSFIと財務省は、最終的な規制/方針をまだ公開していない。」としていたが、その後、例えばOSFIは2022年7月21日に、最終的な保険資本ガイドラインを公表している。この内容については、保険年金フォーカス「[カナダのOSFIがIFRS第17号\(保険契約\)の適用に伴う資本規制の最終改正内容を公表](#)」(2022.8.2)で報告した。

3 | 収益ドライバーと非 GAAP 指標

収益ドライバーと非 GAAP 指標に関しては、以下の通り、説明されている。

- ・我々（GWO、MFC、SLF）は、IFRS 第 17 号の損益計算書と収益ドライバーを使用して、結果を説明する予定である。
- ・現在において利用可能な収益源（Source of Earnings : SOE）は表示されなくなる。
- ・IFRS 第 17 号では、問題となっている契約が不利な場合で、影響が収益に直接記録される場合を除いて、新しい保険契約の影響は CSM に記録される。
- ・不利な契約であるとの指定は、必ずしも契約がその期間にわたって利益を上げないことを意味するわけではない。
- ・発行時に記録された損失には、リスク調整のリリースや予想される増加投資利益などの特定の利益源は含まれていない。

4 | 非 GAAP 収益指標

非 GAAP 収益指標に関しては、以下の通りとなっている。

- ・非 GAAP 収益指標は、引き続き IFRS 第 17 号の下でも表示される。
- ・非 GAAP 収益測定では、以下が除外される。
 - ・期間中の市場の直接的な影響
 - ・収入に即座に反映される保険及び経済的前提の変化
 - ・今日の非 GAAP 収益から一部が除外される可能性のあるその他の多くの項目
- ・資産と保険負債の割引率と金融保証に関連する新しい要件との間の直接的なリンクが削除されたことにより、期間ごとのボラティリティがさらに高まる可能性があり、これは非 GAAP 収益指標から除外される。

5 | CSM の動き

CSM の動きの分析は、保険結果を理解する上で重要な要素の一つとなる。

- ・CSM は一部の保険契約にとって重要な指標である。これは未稼得利益を表しており、規制資本の目的で利用可能な資本としてカウントされることが想定されている。
- ・CSM の残高はその性質上プラスであり、時間の経過とともに収益に償却されると想定されている。
- ・CSM 残高の増加は、CSM の償却と将来の期間の利益の増加につながる。
- ・「CSM の動き（前提条件の変更による影響、金融リスクの影響、為替の影響等を除く）」は、CSM の傾向を代表するものではないことが予想される項目を除外している。
- ・ただし、CSM に影響を与える全ての項目は、CSM が償却されるにつれて、時間の経過とともに収益に反映される。

6 | 注目される KPI の定義

注目される KPI とそれらの定義として、以下のものが挙げられている。

注目されるKPIの定義

	指標	定義
収益性	非GAAP収益指標	詳細は4で述べた通り
	非GAAP ROE	(非GAAP収益測定 - 優先配当 - その他の株式分配) / 平均普通株主資本
	当期純利益	IFRS第17号 純利益
	ROE	(当期純利益 - 優先配当 - その他の株式配当) / 平均普通株主資本
	非GAAP配当性向	普通株式当たりの配当 / 非GAAP EPS
成長	CSM残高 (NEW) CSMは、将来の予想利益と利用可能な資本を表す。	IFRS第17号 契約サービスマージン (CSM) 残高の増加 四半期ごとの動きは財務諸表の注記で開示される。
財務力	資本 IFRS第17号のLICATガイドラインは、2022年8月公表済、IFRS第17号は会計制度の変更で、貸借対照表の健全性には影響しない。	LICAT比率

3—カナダの大手生命保険グループ3社のIFRS第17号の適用に関する情報開示

ここでは、カナダの大手生命保険グループ3社のIFRS第17号の適用に関する情報開示の内容について、各社のIR資料からの抜粋に基づいて、報告する。各社とも充実した情報開示を行っているが、3者間で類似の内容も多いので、筆者の判断で、各社からの資料を抜粋している。

1 | Manulife

Manulifeは、2022年の第1四半期の業績発表に伴い、2022年5月12日に、「IFRS第17号の適用がManulifeの財務報告と目標に与える影響」との資料³を公表している。これによると、以下の情報が開示されている。

(1)情報の更新

- ・IFRS第17号は、2023年1月1日から適用される新しい保険契約会計基準である。グローバルウェルス&資産管理事業への影響は最小限である。
- ・IFRS第17号は、当社の事業の基本的な経済性、財務力、債権の支払い能力、会社の配当能力に影響を与えるものではない。したがって、当社の事業戦略に変更はない。
- ・保険契約の財務諸表において、具体的な項目がどこで、いつ、どのように認識されるかに影響を与える。
- ・重要な影響の1つは、予想される将来の利益認識のタイミングである。
 - ・IFRS第4号では、新契約利益は直ちに収益に認識され、投資関連活動は資本化され、当期利益に反映される。
 - ・IFRS第17号では、新契約利益はCSMに計上され、契約期間にわたって認識され、投資関連活動は資産期間にわたって認識される。

(2)業績及びKPIに与える主な影響のまとめ

³ <https://www.manulife.com/content/dam/corporate/en/documents/investors/IFRS-17-impact-slides.pdf>

- ①移行時の保有契約に CSM が設定され、これは未獲得利益を表す。CSM は LICAT(生命保険資本十分性テスト)の下では、利用可能資本として扱われる。基準の移行による自己資本の減少幅は約 20%となる見込みである。
- ②当社の成長と収益性の高い保険販売が CSM の成長を牽引し、将来のコア収益成長に大きく貢献する。CSM の重要性を踏まえ、「新契約 CSM」と「CSM 残高成長」の2つの目標を設定する。
- ③移行時には、CSM における新契約利益の計上や投資関連活動による収益のタイミング等により、コア収益が約 10%減少する見込みである。
- ④IFRS 第 17 号により、コア利益、当期純利益ともに安定性が向上すると見込まれる。
- ⑤IFRS 第 17 号の下での自己資本比率は引き続き堅調に推移し、LICAT 比率もより安定的に推移すると見込まれる。
- ⑥中期的な財務・営業目標の一部は移行時に引き上げ、残りの目標については確認中
 - ・コア ROE 目標を(現行の 12%以上から)15%以上に引き上げる。
 - ・(配当等の)支払額に重大な変化はない。これにより、配当金及びその推移に予想される影響はなく、配当性向の目標範囲を(現行の 30%~40%から)35%~45%に引き上げる。(なお、以下の内容は、上記の内容と重複している部分もあるが、より詳しい説明を行っている(筆者注))。

(3)移行時の影響—主として、CSM の設定により、保険負債が増加

- ・IFRS 第 4 号では、新契約利益は直ちに収益として認識される。IFRS 第 17 号では、新契約利益は CSM として計上され、契約期間を通じて認識される。
- ・実施に際しては、IFRS 第 17 号が常に適用されていたかのように財務状況を提示し、保有保険契約に関する CSM を設定する。
- ・資産・負債の測定に関する基準の採用による潜在的な影響を引き続き評価しているが、移行時の保険契約債務の増加の主な要因は CSM の設定である。
- ・全体としては、保険契約債務の増加を見込んでおり、これに伴い自己資本は約 20%削減される。
- ・中期的なコア ROE 目標を IFRS 第 17 号による移行時に 13%以上から 15%以上に引き上げる。

(4) CSM—収益性の高い新契約が CSM の成長を牽引し、将来の収益成長につながる

- ・CSM は、想定される将来利益を表し、LICAT の下で利用可能な資本として扱われる。収益性の高い保険販売の成長により、時間の経過とともに増加すると予想される。
- ・CSM は、契約の価値の本質的な部分である。
- ・CSM は、保険事業の成長と将来の収益創出能力を示す客観的な指標である。
- ・移行時に、以下の 2 つの新しい中期目標を追加する。
 - ・年間 15% の「新契約 CSM の成長」
 - ・年間 8~10%の「CSM 残高の成長」
- ・CSM の当初の金額と四半期ごとの動きは開示され、中間及び監査済み財務諸表の注記に含まれる。

(5)損益の動き—移行時に、新契約利益は CSM に記録され、契約期間にわたって認識される

- ・IFRS 第 17 号では、新契約利益は CSM に記録され、特定の投資関連活動の収益は契約期間にわたって認識される。

- ・コア利益は、次の要因により約 10%減少すると予想される。
 - ・CSM 内で新契約利益を記録。一部は、保有契約の CSM をコア利益に償却することで相殺
 - ・投資成果のタイミング
- ・新契約利益は CSM に記録され、個別に開示される。
- ・10～12%という当社の中期コア EPS 成長目標は、移行後も変更されない。

(6) IFRS 第 17 号により当期純利益と LICAT の安定性が改善

IFRS 第 17 号は純利益と LICAT の安定性を改善

IFRS 第 4 号 当期利益	安定性への影響		IFRS 第 17 号 純利益と LICAT 資本取扱
	純利益	LICAT	
新契約利益	+	≈	当初は CSM 及び自己資本に認識され、純利益に償却される。
投資活動	+	+	満期までの資産期間にわたって純利益と資本に認識される
前提の変更	+	≈	CSM と資本で認識され、契約期間にわたって純利益に償却されるか、CSM がいない場合は直ちに収益に反映される。
リターンの変更 -ALDA & 株式	+	+	変更時に純利益と資本に資本化されなくなり、時間の経過とともに流れる。
金利影響とヘッジ非有効性	+/-	+	その他の包括利益を通じての公正価値を選択するため、影響の多くは OCI 及び CSM に記録される。資本感応度は低下すると予想される。
その他の市場の影響 ・ALDA & 株式 ・信用 ・AFS 債券に関する実現損益	+/-	+/-	四半期ごとの全体的な変動の大きさは同様であると予想される。

(注)「ALDA」は、alternative long duration assets(長期デュレーションのオルタナティブ資産)。

(7) CSM の動きの分析は、価値生成を評価するための重要な要素

- ・CSM 残高の増加は、将来収益の増加につながる。
- ・CSM の有機的成長(organic growth)は、市場への影響と、長期的な成長の期待を表していない特定の 1 回限りの項目を除外する。
- ・CSM の有機的成長は、CSM の成長傾向を示す指標となる。
- ・CSM の総移動量は、CSM の償却を通じて時間の経過とともにコア収益に流れる。

2 | Sun Life

Sun Life は、2022 年 5 月 31 日に、「IFRS 第 17 号 投資家向け教育」のセッションを開催しており、そこでの説明資料⁴には、以下の情報が開示されている。

(1) 全体概要

IFRS 第 17 号による影響について、以下の通りにまとめている。

- ① 事業戦略に影響はない。
- ② 中期的な財務目標: 基礎 ROE の増加、基礎となる EPS の成長、基礎となる配当性向の維持
- ③ 移行時に、主に契約上のサービスマージン(CSM)を設定することにより、株主資本の 15～20%が負債に移転する。

⁴ <https://www.sunlife.com/content/dam/sunlife/regional/global-marketing/documents/com/sun-life-may-31-ifs-17-education-final.pdf>

④2022年比較年度は当期純利益が一桁台半ば減少:2022年(IFRS第4号)から2023年(IFRS第17号)までの基礎的純利益のプラス成長を除く。

⑤IFRS第17号の基礎的純利益はより安定的になる。

(2) IFRS第17号による事業別の収益時期、収益変動性、自己資本への影響

アジアの伝統的な保険事業を含む20%の事業が大きな影響を受け、参加機能付契約(有配当契約)や重要な投資関連機能を有する商品のような「パススルー商品」を含む20%は中程度の影響を受ける。資産管理、ウェルス、グループ給付を含む残りの60%は殆ど又は全く影響がない。

IFRS第17号による事業別の収益時期、収益変動性、自己資本への影響

		資産管理、ウェルス、グループ給付	パススルー&手数料ベースの保険	伝統的保険
ビジネスミックス		60%	20%	20%
影響	当期基礎的純利益のタイミング	低	中	有意
	報告純利益の変動性	低	低	有意
	LICAT資本	プラス		

(3)地域別の影響

収益の大部分を占める、資産管理、カナダ、米国事業での影響はゼロから中程度となる。

資産管理	米国	カナダ	アジア
影響なし	低い影響	中程度の影響	高い影響
—	<ul style="list-style-type: none"> グループ事業は殆ど影響を受けない。 保有管理ランオフ事業は移行的な影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> グループやウェルス事業は影響が少ない(収益の2/3以下) 伝統的な保険事業は、新契約利益の繰延によってより高い影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な保険事業は、新契約利益の繰延によってより高い影響がある。 VUL(変額ユニバーサル生命保険)契約の手数料収入は契約期間中繰り延べられる。 資産運用事業は影響なし(収益の20%以下)

(4)財務状況への影響

Sun Lifeの財務状況は引き続き堅調だが、IFRS第17号の適用により、表示や収益認識の時期に影響がでる。

①IFRS第17号により、一部の商品の貸借対照表及び収益認識の時期が大きく変更される。

②移行時の株主資本への影響の約2/3は、LICAT資本に該当する新たなCSM負債によって引き起こされるが、将来の利益で償却される。残りの1/3以下は、主に割引率の変更、非固定金利投資の市場プレミアムの削除による。

③2022年比較年度は一桁台半ばの当期純利益

基礎的純利益は、2022年(IFRS第4号)から2023年(IFRS第17号)までプラス成長を見込む。

IFRS第17号の基礎的純利益はより安定的になる。

④強固な自己資本は移行時に改善が見込まれる。

(5)IFRS 第 4 号との比較

IFRS 第 17 号により、IFRS 第 4 号と比較して、保険事業の透明性、安定性、予測可能性が向上する。

IFRS第17号による変更	収益の安定性、 透明性への影響	コメント
認識のタイミング	↑ (増加)	売上と投資取引の現在価値の除去は、基礎的純利益をより安定的かつ予測可能にする。
CSM(契約上のサービスマージン) とリスク調整	↑	CSM償却とリスク調整のリリースは安定的かつ予測可能。CSMはLICAT資本に該当
資産と負債のリンク解除	↓ (減少)	資産と負債の割引率の間の直接的リンクの解除と一定の金融保証の新しい要件は報告純利益の変動性を増加させることが想定される。
保険前提の変更	↑	保険前提の変更はCSMに影響を与え、報告純利益のボラティリティを低下させる。資本には中立
非IFRS第17号の結果 (資産管理等)	↑	保険結果から分離された非IFRS第17号の結果により、資本の変更なしで収益の透明性が向上

(6)不利な契約について

IFRS 第 17 号は、どの契約が不利であるかの評価において不完全な見解をとっており、不利な契約についての以下を含む保険契約に伴う重要な利益源を無視している。

リスク調整 (RA)	リスク調整のリリースーリスクを取ることに対する補償
再保険収益	再保険で得られる追加利益
資産収益	割引率を上回ることが想定される資産収益
単一契約	顧客の合計価値ではなく、単一契約の価値に注目

不利な契約は、利益を生まない契約というわけではない。

3 | Great-West Lifeco

Great-West Lifeco は、2022 年 6 月 28 日に「IFRS 第 17 号に関する情報セッション」との資料⁵で、以下の情報を開示している。

(1)全体的な影響

Great-West Lifeco は、IFRS 第 17 号への移行に伴い、重大な財務影響を予想しておらず、事業戦略は変更されない、としている。

- ①Great-West Lifeco の事業戦略は、IFRS 第 17 号の影響を受けない。
- ②基礎収益の 70%以上を占める事業への影響は限定的か又は全くない。
- ③移行時の保有契約の契約上のサービスマージン(CSM)の設定により、**株主資本が 10～15%減少**
- ④移行に伴い予想されるプロフォーマベース利益は一桁台前半の減少
- ⑤基準 EPS 成長率と配当性向の中期財務目標は据え置き、株主資本の変化を反映し、ベース ROE 目標は前年比 2%ポイント増の 16～17%となる。

⁵ <https://www.greatwestlifeco.com/content/dam/gw/co/documents/events/2022/lifeco-ifs-17-investor-presentation.pdf>

⑥良好な財務体質を維持:LICAT にプラスの影響が想定される。

(2)事業への影響

IFRS 第 17 号から予想される影響は、基礎収益の 70%以上を占める事業に限定的又は全くない。

事業タイプ	商品	ビジネスミックス	収益への影響	コメント
ウェルス&資産管理	職域貯蓄、個人退職、投資信託	35%	影響なし	IFRS第17号は適用されないか、IFRS第4号と同様の収益を生み出す。
短期事業	団体生命と健康、ストラクチャード&損害再保険	25%	限定的	
パススルー&手数料保険事業	分離ファンド、有配当保険	10%	限定的	
中期個人保険&長寿事業	定期、身体障がい、重度疾病、伝統的な終身再保険、支払年金、長寿スワップ	25%	中程度	新契約利益の繰延、収益の円滑化につながる。
長期個人保険	ユニバーサルライフ、終身重度疾病	5%未満	より有意	新契約利益の繰延と利回り向上の認識の円滑化。市場のボラティリティに対する感応度の向上。

(3)地域別の影響

IFRS 第 17 号は高成長の米国セグメントには影響せず、他のセグメントにはわずかな影響が予想される。

カナダ	米国	欧州	CRS (Capital and Risk Solutions)
<ul style="list-style-type: none"> グループウェルス事業への影響なし グループ生命&医療事業、個人分離ファンド事業への影響は限定的 長期個人保険事業の利回り改善益の平準化 	<ul style="list-style-type: none"> Empower (Personal Capitalを含む) は影響を受けない。 Putnamは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国とアイルランドのグループ生命&医療、ドイツの年金事業への影響は限定的 英国の年金事業の満期ブックに関する新契約利益の平準化による中程度の影響 	<ul style="list-style-type: none"> ストラクチャード生命保険と損害保険再保険への影響は限定的 年金に類似した長寿スワップへの適度な影響 米国の伝統的な生命保険再保険事業の満期ブロックへの影響は中程度

成長の優先事項は、IFRS 第 17 号の影響を殆ど受けていないウェルスマネジメントやその他のキャピタルライト事業に集中している。

(4)負債割引率

IFRS 第 17 号の負債割引率は、一般的に自己資産を基準ポートフォリオとした利回りで設定されている。

サポート資産が負債のデュレーションと流動性を十分に反映しているか否かに基づいて、以下の通りとなっている。

サポート資産が負債のデュレーションと流動性の特性を反映している負債ポートフォリオ [例 - 英国の支払年金]	これらのポートフォリオの IFRS 第 17 号の負債の割引率を設定するために、自己資産の利回りが使用される。 <ul style="list-style-type: none"> • 契約の資産負債管理と連携 • 限定的な純利益のボラティリティ • 取引活動は、期間中の負債割引率に反映される。
サポート資産が負債のデュレーションと流動性の特性を十分に反映していない負債ポートフォリオ [例 - カナダのユニバーサル生命保険]	これらのポートフォリオの IFRS 第 17 号の負債の割引率を設定するために、自己資産の利回りに非流動性の調整を加えたものが使用される。 <ul style="list-style-type: none"> • 契約の資産負債管理と連携 • 適度な純利益のボラティリティ • 取引活動の影響は時間の経過とともに現れる。

4 | 3 社の状況のまとめ

以上、カナダの大手生命保険グループの IFRS 第 17 号の適用による影響については、概ね以下の通りとなっている。

- 基本的に事業戦略に影響を与えない。
- 影響度合いは、各社のビジネスミックスの状況により、異なってくる。(影響がない)資産管理やウェルス事業や(影響が限定的な)グループ給付や短期事業の割合が高いグループについては、相対的に影響度合いも小さくなり、伝統的な保険事業の割合が高くなると、影響度合いも大きくなる。有配当保険等のパスルー商品の影響度合いは、低から中程度に評価されている。
- グループ全体としての具体的な影響度については、CSM の設定に伴う影響が大きい。
 - ①株主資本への影響が 10%~20%程度
 - ②LICAT によるソルベンシー比率への影響は限定的
- CSM の動きの管理が重要ということで、その成長等を新たな目標に設定している会社もある。
- 現在の配当性向等は最低限維持される(引き上げている会社もあり)。

また、負債の割引率については、例えば、以下の通りとなっている。

- 現在のリスクフリーレート(カナダアクチュアリー会によって規定された補外法を使用)に基づき、負債の特性を反映した非流動性プレミアムが適用される。→これにより、負債の割引率がサポート資産に直接リンクしなくなるため、収益の変動性が高くなる。
- サポート資産が負債のデュレーションと流動性の特性を反映している負債ポートフォリオの場合、自己資産の利回り(信用リスクの引当を控除)を使用する。→これは、ALM(資産負債管理)のアプローチにマッチしている。これにより、金利とスプレッドの変動による純利益のボラティリティを制限できる。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、カナダの大手生命保険グループによる IFRS 第 17 号に関する情報開示を巡る動向について報告してきた。

これによれば、カナダの大手生命保険グループは、IFRS 第 17 号の適用により、一定程度の影響を受けることになるが、ビジネスミックスが分散化していることもあり、グループ全体への財務面等へ

の影響は重要なものとはなっていないようである。そのため、事業戦略への影響はないとしている。

また、IFRS 第 17 号の影響を有意に受けることになる長期保険事業だけをみても、その影響は管理可能なものとなっているようである。その影響は主として、CSM の設定によるものであり、負債の割引率の変更による影響も一定程度受ける形になっている。ただし、そもそもロックフリー方式の保険負債評価を採用していることから、新たな IFRS 第 17 号に基づく保険負債の割引率による影響は、ロックイン方式を採用しているケースに比べれば相対的に限定されている。さらには、カナダの資本規制上、CSM がソルベンシー規制の Tier1 資本として認められていることから、ソルベンシー上の影響も限定されている。

ただし、新たな会計基準が発効することに伴い、現行の会計基準に基づく各種の経営指標の見直し等が必要になってきている状況にあるようだ。

[前回](#)と今回のレポートで報告したような欧州やカナダの大手保険グループにおける IFRS 第 17 号の実際の適用方針、さらには適用に伴う影響評価等の数値の開示・説明手法等については、将来的に IFRS 第 17 号の適用の是非を検討している日本の生命保険会社にとっても極めて関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上